

平成29年第4回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年4月6日(木) 14時40分から16時23分

2. 開催場所 香美市立保健福祉センター香北 2階大ホール

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	3番	公文 久郎	5番	森安 正	
委員	2番	大岸 高晴	4番	三木 克司	6番 水田 義郎
	7番	上島 陽子	8番	岡田 修一	9番 村田 正博
	10番	宗石 和彦	11番	横山 実男	12番 西岡 久
	13番	堤 昭雄	14番	西村 広幸	15番 小松 和啓
	16番	門脇 節夫	17番	山崎 彰	18番 小松 源一

4. 欠席委員 (1名)

1番 三谷 富重

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第4号	非農地証明願いについて
	第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第7号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第8号	使用貸借終了農地返還通知について(報告)
	第9号	香美市農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
	第10号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

開会(14時40分)

議長

ええ、久々の雨と言いますか、非常に寒い日が続いておりましたけれども2、3日前からですね暖かい日が続いておりますけれども、本年は奥の方へ久しぶりに来ましたら、水田のダムの桜はかなり咲いております。ただ私の家のほうがですね、まだまだ一輪も咲いてない木もあってですね、今年は非常に何かバラツキがあるなあというふうに思っておって、どうも普段から家の辺りは寒い所かなあと思っておりますが、杉田のダムの所はやっぱりあれ、水が溜まっちゃうきやろうかねえ、何か綺麗にすでに咲いておりますけれども、まあそういう時期で、あのおう、私事ですが田植えも終わりました今日はずっくりと言うふうな事で、一生懸命田植えも済ませました。まあ、あの忙しい時期を迎えまして皆さん方には大変お忙

しい中お集まりいただきまして有難うございます。

今日は時間的にあまり余裕がありませんが、三月どうしても別れと出会い、また季節の出会いと言う事で異動があつております。皆さん方もご承知やと思えますけれども、産業振興課の課長佐々木さんが一年間の在任しておりましたけれども一年で辞められまして、中央公民館の館長ということでこちらの方に行っております。それで新しくですね福祉事務所長の西本 恭久さんが今度新しく産業振興課の課長兼務で農業委員会の局長と言うことで私たちのお世話をいただくことになりました。また、井上さんも代わられまして市民保険課の方に異動になっております。その後任にですね、公文さんが今度私たちと一緒にですね色々とお仕事をしていただく事になりましたが、公文さんは上下水道課に勤務をしております。実は次長のほうもですね元は、上下水道課にありまして同じ職場から異動と言うことで、色々こう話もし易いかなと思つてますので宜しくお話をしたいと思つています。

なおもう一点ですね、先日新聞の方に農業委員会の中でですね、ちょっと問題が発生しまして、新聞の方にも報道がありました。皆さん方も大変ご心配いただいたと思つてすけれども、実は来月の委員会の中にちょっと議案として載せていたたかないかん、皆さん方に協議してもらわないかんかも分かりませんが、■■■■さんと言う人がですね、実は農業委員会を通じて正式に賃貸のハウスを貸してますが、その人が色々この問題を投げかけてですね、返してほしいと言う事を一方的に言つてきておりました、実は代書屋さんにその県に出す書類を作成するにあたってですね、代書屋さんに行きますと若干お金がいると言うふうな事ですね、止めたと言う事で事務局へ来て西村次長に書いてくれと言うふうな事で話をしましたけれども、農業委員会が書く、そういった書類を作成する場ではありませんのでお断りをしたところが、ちょっとこう問題が発生したと言うような事です。まあ、ご心配いただいたと思つてすけれどもご報告のみにさせていただきます。

まあ、会にあたりましてですね、ちょっとそう言うことでお話をさせていただいて、すいません、局長から一言ご挨拶いただいて、また公文さんからも一言ご挨拶いただきたいと思いますので宜しくお願ひします。

事務局長

ええ、只今会長の方からご紹介いただきました福祉事務所から移つてまいりまして、事務局長を任命されました西本と言ひます。地元はここ香北町です。それである、香北町時代も含めまして農業委員会は基より農政の方の業務を全くした事の無い素人ですので、今後委員の皆様のご指導を仰ぎながら事務を進めてまいりたいと思ひますのでどうぞ宜しくお願ひいたします。

事務局

同じく公文 正志と申します。どうぞ皆さん宜しくお願ひいたします。私も局長と同じくここ香北町出身で、農政に携わること今回が初めてです。業務の膨大さとか法律の多様さにちょっと驚いているところでもあります。皆さん宜しくお願ひいたします。

議長

ええ、それでは早速本日の29年度の第4回目の会議に入りたいと思ひますので宜しくお願ひをいたします。最初にですね議案の訂正がありますので宜しくお願ひをいたします。

事務局

今日はマイク使つてますが、議事録の関係でこの会場のICレコーダーの取れ方がちょっと悪いので今後マイクを使つて行こうと思つておりますので宜しくお願ひします。

議案書の訂正がありますのでお願ひいたします。1ページ目で1号議案の2番の方は取り下げになりました。12ページ農地の除外の方になりますが、議案第9号5、6、7、8、9の同意一部無しが昨日提出されましたので、この5、6、7、8、9は同意有りになります。それと同じく整理番号14番■■■■さん

も一部無しでしたが、昨日同意書が提出されましたので同意有りになります。それとですね、農地法第3条調査書3番、第2項第1号に該当すると言うことになって、不許可になる可能性があったんですが、土佐清水市の経営農地は全て耕作されている事になりましたので該当しないと言う事になります。以上です。

議 長

以上訂正の説明が終わりましたので議案に沿いまして進めてまいりたいと思いますが、本日の議事録署名人につきましては、岡田委員、そして上島委員にお願いしますので宜しくお願いをいたします。

それでは議案に入って行きたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局

はい、第3条に入る前にすいません、今回ですね諮問の議案が第7号、9号とありまして、今までですね利用権の計画、除外については議案書を読み上げておりましたが香南市、南国市ももうこういたのを読み上げておらず、補足説明に重点を置いてますので今回からそのようにさせていただきたいと思いますのでお願いいたします。

それでは議案第1号、農地法第3条許可申請について説明させていただきます。

1番、譲渡人、
、
、申請地は土佐山田町船谷字喜代作屋式210番、地目は田、面積は317㎡、外3筆計4筆で合計1,436㎡、譲受人の耕作面積は5,399.61㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で、10a当り696,378円で総額1,000,000円です。

3番、譲渡人、
、
、申請地は香北町太郎丸字坂林1179番1、地目は田、面積は344㎡、譲受人の耕作面積は7,913㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3で、10a当り4,360,465円で総額1,500,000円です。

4番、譲渡人、
、
、申請地は香北町中谷字下夕樋ノ口194番地、地目は田、面積は191㎡、譲受人の耕作面積は4,494.61㎡、譲渡理由は高齢化、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転贈与、資料は4です。

5番、譲渡人、
、
、申請地は香北町中谷字下夕樋ノ口193番、地目は田、面積は314㎡、外2筆計3筆で合計600㎡、譲受人の耕作面積は9,934.19㎡、譲渡理由は高齢化、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は5、10a当り150,000円、総額90,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思われまます。以上です。

議 長

以上説明が終わりましたが、なお本日、三谷委員からですね欠席届が出ております。遅れてすみませんが報告しておきます。

1号議案につきまして質疑を行いたいと思いますので、何かご質問また、ご意見があったらお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、何かございませんかね。

事務局

3番の補足説明ですが、この農地については後から出てくる転用申請の関係が

ありまして、同時に購入希望しておると言う事でこちらについては3条申請が出ておる案件でございます。

議長 はい、森安くん。

委員(5番) 休憩にしてもろうてかまんが、この取り下げた分、調査書の「する」と言う部分が問題かね。

事務局 はい、2番につきましては香南市の耕作放棄地全体調査票に掲載されておりますので、このまま出されても不許可ということでそれを伝えると取り下げると言う事です。

議長 同じく3番はですね、土佐清水のほうの農地の草を刈ってくれると、そう言うことで「する」が「しない」と言う事に変更になっておりますので宜しくお願いします。

ほかに何かありませんか。格段無ければ採決に入って行きたいと思いますが異議ございませんかね。

—— 異 疑 な し ——

議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明を願いたいします。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
[]、[]、申請地は香北町根須字西番屋敷593番、地目は畑、面積は142㎡の内33㎡、転用目的は墓2基、建築延面積は3.05㎡、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は6、調査員は宗石委員です。
農用地地区内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他2種農地と判断されます。以上です。

議長 すいません、宗石委員さん補足説明をお願いしたいと思います。

委員(10番) 国道195号線から300m位山の方に入った場所でありまして、その隣にも墓が既に隣の方の墓がありまして、隣の方の許可も貰っているそうですので問題は無いと思われま。

議長 はい、有難うございました。
議案第2号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

まあ、隣にも墓があり周辺から見て格段迷惑するような状況には写真から見ると無いと言うふうな判断もされますが、格段質問が無ければ採決に入りたいと思いますが異議ございませんかね。

—— 異 疑 な し ——

議 長

はい、それでは議案第2号農地法第4条の許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第3号農地法第5条の許可申請についての説明をお願いをいたします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

1番、譲渡人、
、
、譲受人、
、

申請地は香北町美良布字島田649番1、地目は田、面積は927㎡、外1筆計2筆で合計1,366㎡、転用目的は建売分譲住宅3棟、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は154.02㎡、区域区分はその他、開発行為は不要です。資料は7、調査員は小松 和啓委員です。

なお、この土地は香北支所から300m以内であることから3種農地であると判断されます。

2番、譲渡人、
、
、譲受人、
、

申請地は香北町美良布字土居屋敷981番、地目は田、面積は683㎡、転用目的は建売分譲住宅2棟、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は102.68㎡、区域区分はその他、開発行為は不要です。資料は8、調査員は小松 和啓委員です。

なお、この土地は香北支所から300m以内であることから3種農地であると判断されます。

3番、譲渡人、
、
、譲受人、
、

申請地は香北町太郎丸字坂林1179番2、地目は田、面積は45㎡、外1筆計2筆で合計480㎡、転用目的は進入路、木造2階建住宅、権利の種類は所有権移転売買、区域区分はその他、開発行為は不要です。資料は9、調査員は小松 和啓委員です。

なお、この土地は圃場整備を行っていることから、1種農地と判断されます。
以上です。

議 長

以上説明が終わりましたので、只今より議案3号につきまして質疑を行いたいと思いますが、その前に小松 和啓委員から補足説明をお願いをいたします。

委員(15番)

それでは説明さしてもらいます。最初の[■]さんの件ですけどこの方はもう30年余り位田んぼでハウスを建てて作っておりました。そして、娘さんが二人おりました、もうこれ県外へ嫁いでおりました後継者が無いというふうな状況です。もう年も行きましたもう80歳位になっちゃうと思いますけど、もう後の農地を耕す後継者がおらんと、こう言う事で農地を手放すと言う事になったと思います。

周りは大宮小学校が有りまして、その周りには住宅が建っておりまして農地としましては[■]さんの持つておる農地と、もう1筆南側に別の方の農地が有ります。一応資料8の方の土地ですがこの土地がどう言いますか、この土地の東側の方に別の方の農地がございますので、ここへ建てた場合にはそれへ多少西日が当たらなくなるという感じがありますので了承は得ておるようです。承認は得ておるようです。まあ一応周りにはもう農地はありませんので農地に関する日照権とか言った問題は無いと思われます。まあ止むを得ないと思います。

それからその次の資料8、すみません資料は9番です。それとあの、もう一枚

の紙のほうへ書いてあります農地法第3条調査書と言うのを一緒に見ていただいたら良いと思いますけど、これまあ、元は土佐清水のほうの方ですけど、お父さんが向こうで農業をやられておると言う事で、その息子さんが一応下野尻に有ります県営住宅、そちらのほうに住んでおりましたお子さんも居られます。そしてあの、地域の活動にも参加されておるようです。まああの、その土地が気に入って是非近くへ住みたいと、集落の方とも上手く行っておるような状況でございます。そう言うことで、土地を探しておった関係でここにそう言う土地があると言う事で、これを世話した[]と言う方のほうから聞いたようです。それでまあ、是非とも購入したいと言う事で、[]さんが世話がって一応色々進めておりました。まあ、その中で本人は勤め人ですけどお父さんが農業をしておる関係で、お父さんのほうが購入すると。それでまああの、購入して後息子さんがそちらのほうに住むと、で、その土地を持っておる方、[]さんですか、この方は県外に居りまして農業は一切やっておらず、その太郎丸地区を基盤整備した当時ももう農業をするあれは無いと言うふうな感じで自分は基盤整備へは参加したくないと言うふうな事だった様ですが、地区の面積が足りないと言う事で何とか協力してもらいたいと言う事で、そしたらもうここは、どう言いますか基盤整備した時に出る残土と言いますか、ガラガラとした農地に使えないような、そう言った質の悪い石なんかを、砂利なんかを入れてそこを造成したようです。その当時県のほうも将来的にはもう農地でなくて宅地にすると言う事で、下水道も引かれております。まあそう言った土地のようです。

それでまああの、本人はその土地を区切って進入路として宅地の分と残りの分へは果樹園とすると、そう言ったところ出てきております。それと今月へ入って1日やったかな、2日やったかな[]さんのほうから[]さんのほうへ連絡があったようですが、県のほうとしてはもう1筆隣地の承諾を貰いたい所があるとそう言う話が出てきたようです。と言うのは図面で見ていただいたら資料9の1番、その左側になる、道を挟んで左側になる土地ですけど、この土地の方の承諾を貰ってもらいたいと言うふうな事を県のほうから言ってきたようです。まあ、自分もさっき現場をもう一回確認しようと思ってきました。その農道の幅が水路を入れて4mあります。そしてその上段の西側にある左側にある田んぼの高さが約2m上へ上がっております。その則面の幅が約2mあります。そしてその[]さんの土地のほうは1mの畦畔があります。合計で7m、7mの距離があると言うことで、それでまだ高さが2m上がっていると、それで自分が考えるにはあんまりお日様の通る道の方向を考へても日照権は影響は無いと言うふうな判断は自分はしております。まあ、県のほうがそれが同意書が無ければと言う事であれば、すいませんちょっと県のほうの判断のほうが一番優先されると思いますので、ま、自分としては影響は無いと言うふうには踏んでおりますが、皆さん方の判断を貰いたいです。

- 議長 補足説明が終わりましたので、只今より議案第3号について皆さん方から質疑を受けたいと思いますが、何かございませんかね。
- 委員(16番) はい。
- 議長 はい、門脇君。
- 委員(16番) 小松君の説明でその左の許可と言うか、貰いたいと言う事ですが、県の方は現場を確認済みじゃおかねえ。図面だけの、先ほどのお話聞くと図面であれば3mの道しかなわねえ。許可を貰ってほしいと言う事じゃないですかねえ。現場は先ほどの説明によると住宅も東のほうに寄って建てるので、それほどの事は無いと思いますが、以上です。
- 事務局 転用についてはですね、県の担当者は現地にまず来てないです。航空写真上確

認をして下さいと言う依頼で、香美市の農業委員会が必要ないと認めたらそれでかまわないと言う意見です。

それとですね、ここ圃場整備でなぜ転用が出来るかと言うと当初から非農地用地設定と言うのが有りまして、許可の要件に有りますので可能と言う事になります。

委員(15番) すみません、ちょっと言い忘れてましたけれど、この件につきましては香北町の農業委員全員の方に立ち会っていただいて、事務局の方も立ち会っていただいて一応検討した所でございます。それとあの、推進委員の太郎丸地区の■■■さんにもお世話になって皆で一応立ち会って話で宜しかろうと言う話になった所です。

議長 はい、この件後でまた聞きたいと思いますが、資料7のですね資料7のページにですね下に写真が付いてますがこの黄色で囲ってある枠よりもっと左へも黄色の線が伸びますと。上の写真、地図から見るとですねすぐ隣がグラウンドになってますよね。ただ、下の写真では畦みたいな形が残ちゅうでしょう。ほんで隣がグラウンドやないですよね。ほんで、本当は農地がもうちょっと左へも伸びちゅうと言う事ですので。それで分かりますかね。

それから、資料8の台形になった矢印の農地ですが、その右側の許可はどうなってますか。

委員(15番) ええ、取ってます。

議長 同意書頂いてますねえ。はい、分かりました。
ええと、南側は農地であっても陰の問題にはならんと思いますので、そこは貰うてないろう。

委員(15番) これ、グラウンドの側のやつですけど、これ真ん中へ線が一本入って2筆に分かれちゅう所です。

議長 資料8の南側の農地では承諾同意は貰ってますか、貰ってませんか。

委員(15番) その矢印の付いちゅうほうの田んぼの承諾は貰っておるという事です。それでこちらのほうの宅地の件は、あの土地の件は。

議長 いや、左側■■■さんと書いちゅうかねえ、その。

委員(15番) ■■■さんのここにあの。

議長 そこはいりません。その南側。

委員(10番) これは■■■さんの田や。畑。杉で囲うちゅうけんど。

委員(15番) ねえ、杉囲をずうっとあつて。

議長 いやいや、申請地と言うて下に書いちゅうよね。その農地はどうなつちゅう。

委員(15番) 真南はたぶんこれは貰ってないと思います。

議長 貰ってない。OK。

事務局 この案件については周辺隣地の農地は全て同意が出ております。

委員(15番) 柿が植わっちゃうとか何か言いよったんじゃないかなと思いますど。

議長 まあ、同意を貰っておったら結構です。
それから9の1、9の1について左側が貰えないと言う事は、何か先ほど聞く
と離隔距離と言うかかなり離れちゃうと、私らあもこれ現場見てますんで良く分
かっています。ただ、貰えない理由、それから北側ですよ、国道側、この黄色
の大きい家が建つと言う所ので、北側に農地が、どう言ったらええろう、緑っ
ぽいような農地と、それから左側にこの茶色ような農地が有りますが、そこは同
意は頂いていますか。

委員(15番) はい、それは頂いています。

議長 はい、あの西側についてはですね頂く、貰ってくれることについては非常に有
り難いことで、その方向で進めて頂いたら非常に有り難いですが、ただあの、先
ほど小松さんが言われたように、左側は農地がだいぶ2m位高台になってますん
であまり影の影響は出てこないと思います。それからあの、家を建てる部分では
すね随分東へ離れてますし、それから黄色の長い所については進入路になります
ので建物が建つと言う事にはなならないと思いますので影の問題は無いと思いま
すが、このあたりで色々こう問題が発生をしておりますですね、私も文書的に
書かれた書類の中に、48.85m離れちゃう農地の人からですね、苦情とは言
いませんけれども、それ離れちゃうでもですね許可を取ってほしかったと言うふ
うな事の文書も頂いてますんで、丁度このあたりの近くですので非常にシビアに
なっちゃうがですよ。ほんでまあ、私のほうからそうしたご質問をさせて頂い
たと言う事ですが、まあ地元の委員さんもですね全員が集まってまた、推進員
の方も集まって頂いて許可相当であろうと言う事で判断をして頂いておると言
うふうに聞いておりますので問題は発生をしないと言うふうに思いますんで宜
しくお願ひしたいと思ひます。
そう言う事の補足説明をさせて頂いてですね、皆さん方から何かご意見、また、
ご質問があれば受けたいと思ひますが、格段有りませんか。

— 質 疑 な し —

議長 格段無いようですので、議案第3号について採決に入りたいと思ひますがご異
議ございませんか。

— 異 疑 な し —

議長 はい、それでは議案第3号農地法第5条の許可申請について賛成の方の挙手
をお願いします。

— 全 員 挙 手 —

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第4号非農地証明願ひについての説明をお願いします。

事務局 それでは議案第4号、非農地証明願ひについて説明します。
1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町
山田字小島北分1677番1、地目は畑、面積は128㎡、非農地化した理由は、
昭和47年に鉄骨造平屋建、約100㎡の農業用倉庫を建築し、宅地として利用
し始め、現在に至る。調査員は原委員で資料は10です。以上です。

議長 この案件につきましては同一家族の■■■■さんであります、■■■■さんが■■■■君のお父さんに当りますのでちょっと退席をお願いいたします。

—— 委員退席 ——

議長 ええ、地調査員は私ですのでちょっと補足説明をさせていただきますが、資料10の下に青い屋根の倉庫が有りましたら、その倉庫の件についてです。■■■■君本人はですねやっこねぎを作ってまして、この中で作業をしております格段周辺にもですね迷惑をする、この左側は■■■■さんと言うお家です、北側もお家の敷地で建物は建ってませんが家の敷地です。右側についてもですね、本人の倉庫とその倉庫の後ろに息子さんの家が建っております、周辺には農地がありませんので問題は無いと言うふうに思っています。以上です。

ええ、この件につきましてご質問があれば受けたいと思いますが、何かご質問が有りませんか。

—— 質疑なし ——

議長 格段ありませんか。はい、格段無いようですので議案第4号の採決に入りたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 はい、どうも有難うございました。

—— 委員着席 ——

議長 ■■■■君に報告をしておきます。全員賛成と言う事で許可相当と判断させていただきましたのでご報告します。

ええそれでは次には報告案件ですが、報告第5号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 はい、報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。

1番、貸人、■■■■、■■■■、外1名、借人、■■■■、■■■■、申請地は土佐山田町松本字行正388番、地目は田、面積は1,266㎡、成立日、解約日ともに平成29年2月20日、引渡日は平成29年2月25日、解約理由、借り手の変更。

2番、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■、■■■■、申請地は香北町橋川野字池ノ下タ176番、地目は田、面積は419㎡、外2筆計3筆で合計1,145㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成29年3月1日、解約理由は、病気等で労力不足。

3番、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■、■■■■、申請地は香北町橋川野字池ノ下タ174番、地目は田、面積は545㎡、外1筆計2筆で合計1,097㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成29年3月1日、解約理由は、病気等で労力不足。

4番、貸人、■■■■、被相続人■■■■、相続人■■■■、借人、■■■■、■■■■、申請地は香北町橋川野字池ノ下タ173番、地目は田、面積は836㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成29年3月1日、解約理由は、病気等で労力不足。以上です。

補足説明ですが、1番はですね農業公社に借換えをするために解約をするものです。2、3、4番はですね借り人がですね腎臓の病気となりまして規模を縮小

するために解約するものです。以上です。

議長 ええ、以上説明が終わりましたが何かご質問あれば受けたいと思いますが、格段有りませんか。
無かったらちょっとすみませんが、2番、3番、4番はこれは利用権設定はいつしましたか。

事務局 利用権設定は平成28年度に行いました。

議長 全部一緒のときやね。

事務局 一緒のときです。

議長 そのときに、農地を買うために結局しちよつたがやろうかね。
その所がまあ、腎臓の病気になったと言うふうな事ですので致し方ないかも分かりませんが、悪意に解釈すると農地が、取得をするためにですね利用権を設定をして、農地が取得できたんで腎臓の病気が悪化したしたと言うふうな事で解約をしたと言う事になってですね、致し方ないかなあと思われますけれども、病気と言う事の原因が付けばですね致し方ないかなあと言うふうな判断もせざるを得ないと言うふうに思います。
何か皆さん方でご質問があれば受けたいと思います。
格段有りませんか。

— 質 疑 な し —

議長 格段無いようですので、報告案件と言う事ですので報告のみとさせていただきます。
続きまして、報告第6号農地法第5条の届出報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第6号、農地法第5条届出報告について説明します。
1番、譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX 外2名、譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町秦山町1丁目104番3、地目は田、面積は62㎡、転用目的は木造2階建住宅、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は109㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は11で、調査員は事務局西村です。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたが、この件につきましてはですね市街化区域内の農地に建物を建てると言う事ですので、報告案件になっておりますが皆さん方で何かご質問があれば受けたいと思いますが、
格段有りませんか。

— 質 疑 な し —

議長 無いようですので、報告第6号はですね報告のみとさせていただきます。
続きまして、諮問第7号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についての説明をお願いします。

事務局 はい、諮問につきましては今回から読み上げをしないようにさせていただきますので宜しくお願いします。
内容につきましては議案書の通りとなります。8ページの1番につきましては先ほど解約がありました分で、今度は農業公社に貸すと言う設定となります。資

料は12です。

9ページに移って頂きまして、1番については[]と言うか[]に貸すと言う案件になります。再設定になります。

2番につきましては、[]さんに貸すと言う事で稲とオクラをそこで作られるということです。

3番につきましては、委員の[]さんが1年11ヶ月借りると言う案件となっております。

4番、5番につきましては元農業委員会事務局長のご子息である[]さんが借りる。で、元事務局長も一緒にこれで作業を行っております。

10ページに移って頂きまして、6番につきまして逆川の方が規模拡大のために農地を借りると言う設定になっております。

7番はですね新規、今経営面積ゼロですので新規就農と言う事ですが、平成28年度から既にこの農地で春菊とオクラを栽培しており1年間の実績があります。

それを利用権設定を改めてすると言う事で設定が出ております。

8番もですね新規就農と言う事で、南国市の方ですが、丁度この農地がですね南国市との境に有ります。実際は南国市の農地のほうが多くてですね、合わせて30aを超える農地でそばを作付けすると言う事になっております。

9番もですね新規就農の方で場所は横谷で、名前がちょっと違いますが実際はですね[]さんの祖母に当たると思います、[]さん。その農地をですね、借りて夫婦で農業を始めると言う事です。

ここの地域の方、支援のほう宜しくお願いしたいと思っております。農政の支援事業も使うと言う事で申請が出ておる方です。以上になります。

この案件は何れも農業安定基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上となります。

議長

ええと、関係する委員さんがおりますのですみません、3番の件につきまして[]君に退席を頂いて審議を進めたいと思っておりますので宜しくお願いをします。

——[]委員退席——

議長

ええ、この3番の件につきまして何か皆さん方からご質問があれば受けたいと思っておりますが、格段何かございませんかね。

——質疑なし——

議長

格段無ければ3番のみで採決したいと思っておりますが、賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

——[]委員着席——

議長

それでは続きましてですね、全体からですね皆さん方よりご質問があれば受けたいと思っておりますが、何かご質問有りませんか。

今日から説明を若干省かさして頂くと言うか、簡素化してます。資料についてはですね、事前に皆さん方に発送させて頂いておりますので、まあ充分目をお通しいただいちゃうと言うふうな判断もされてますが、ご質問があれば受けたいと思っておりますが、格段有りませんか。

— 質 疑 な し —

議 長

格段無いようですので、採決に入りたいと思いますがご異議ございませんか。

— 異 疑 な し —

議 長

それでは3番を除きまして、その他の番号につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、どうも有り難うございました。全員賛成です有難うございました。続きまして報告案件第8号ですが、使用貸借終了農地返還通知についての説明をお願いします。

事 務 局

はい、報告第8号、使用貸借終了農地返還通知について説明します。
1番、貸人、
、借人、

、申請地は、
、
地目は畑、面積は280㎡、外2筆計3筆で合計1,013㎡、返還理由は病気等で労力不足、終了年月日は平成29年1月31日です。以上です。

議 長

はい、説明が終わりました。この件につきましてもですね報告案件ですが、皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段有りませんか。

委員 (3 番)

貸人の住所を今、千三。

事 務 局

すみません、訂正します。貸人の住所ですが
が正しいです。失礼しました。

議 長

公文さん良いですかね。

委員 (3 番)

はいはい。

議 長

はい、この件につきまして質問有りませんか。この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして、議案第9号香美市農業振興地域整備計画の変更についての説明をお願いします。

事 務 局

はい、これも諮問と言う事で内容は議案書の通りとなります。では補足説明をさせていただきます。

まず1番ですが、資料22をご覧ください。写真資料のほうになります。ここはですね、
がこの写真で写っている倉庫の駐車場、車回転場として転用したい、まあ、後々転用したいと言う事で除外申請が出ております。周辺農地の同意は得られております。関係する部署の同意と言うか協議は行われております。除外後はですね1種農地にはなりますが、地元の作物を加工する倉庫の一体的開発であれば1種農地でも許可となる案件でございます。

続きまして2番に移ります。2番はですね土佐山田町久次にある農地で資料は23となります。ここはですね周辺農地が無いので隣地の同意は無しとなっております。住宅の中の密集地に有ります。除外後は農地区分としては2種農地になると想定されております。ここへ一般住宅、農振法上一般住宅ですが都市計画法上は分家住宅になると考えられます。

続きまして3番でございますが、3番は香北町小川にある農地で資料は24です。この土地で将来的に墓地に転用する予定です。隣地の農地の同意も得られております。市の環境上下水道課との協議も済んでおります。

続きまして4番ですが、資料は25になります。ここは香北町小川の農地で一般住宅を建設する予定で除外申請が出ております。現在この部分については分筆が出来ておりませんが、転用の際には分筆して申請が出てくると言う事です。同意につきましては、西側の農地について一部無しと言う事ですが、反対とかではなくちょっと申請が遅れているようで、今月中に代理人の行政書士から提出予定となっております。

続きまして5番です。5番、6番、7番は転用としては一体的な開発になりますので併せて説明させていただきます。この農地は香北町美良布にある農地で、航空写真で見えているのがこれが大宮小学校になります。大宮小学校の西側に三角地の農地と縦細い農地について太陽光発電設備を設置する転用となります。周辺農地の同意については一部無しでしたが、昨日同意が出ておりますので同意有りと言う事になっております。補足です、先日住民説明会も行われたようです。

8番になりますが、同じ転用者の[]さんで、資料は29で、これも大宮小からちょっと西の方に行ったところになります。こちらでも太陽光発電を設置する予定です。大宮小の近くにも出ておりますが、市役所から、香北市役所から近いと言う事で、2種ないし3種農地になるので結局転用可能と言う事でこの地域にこういった申請が出ておる状況です。

9番につきましても資料30を見ていただいて、これも大宮小の北側、北西と言いますか、美良布の農地になります。こちらにも同じように太陽光発電設備を設置する予定で除外の申請が出ております。

続きまして10番でございますが、資料は31をご覧ください。31につきましては被害防除計画、太陽光発電の設備設置図、切図、同意が無い理由と言うのをちょっと付けらせて頂いております。この案件につきましては全く周辺隣地の農地の所有から同意が得られておりません。今後もらえる見込みが今の所ありません。その場合ですね、被害防除計画書と言うのを出せば、あのう、認められればですね可能にもなって来るんですが、通常反対と言う事であんまりこう言うのをしてないので、通常この農地所有者が行方不明とかですね、そう言った場合にこの被害防除計画書を出してですね、周辺隣地の農地にたいして影響が無い、または対策をとると言う事ですね転用等が認められたりするんですが、今回についてはですね、資料31の4をちょっと開けて頂いて、ちょっと白黒で見難いかもしれませんが、申請地は97番で今反対、同意をしない方はですね95番、[]さん、実際はですね[]さんて方なんですけどその方がですね反対しております。反対しておる理由はですね、この31の5の3番になるんですが、これは飽くまでも申請者から見た時の理由でして、実際この農地につきましてはちょっと周辺の所有者の方に事務局のほうからですね、どう言う意向かと言うのを確認致しました。事務局から確認した時にはですね、まず草の管理が心配だと言う事と、大雨が降った時に排水が流れてきて擁壁が崩れるのではないかと言う心配をされておって同意はしないと言うことでした。ただ、その申請者は同意を貰いに行くとまったくそう言う事は言わず、端から私は反対、理由は言わないと言う事でした。もう一人その同意関係者が[]さんて方がおるんですが、この方は反対も賛成も無いんですがただ、[]さんて方が反対するなら反対するし、賛成するなら賛成すると言うような意見で、実際ちょっと[]さんて方が反対されておると言うのが現状です。北側の農地につきましては所有者の相続人が居所不明で連絡が取れないような状況で、なかなかこちらのほうは同意が得られないとは思われます。そう言った案件になっております。

続きまして11番ですが資料32を見ていただきまして、こちらは香北町清爪になります。圃場整備をされた一角で10ha以下の農地ではございますが、除外後は1種農地に相当します。こちらを墓地にする予定をされております。ただ、地図の南のほうに家が2件有るんですが、そこから60m以内と言う事で集落接

事務局

続の可能性が認められれば転用可能になる案件でございます。

12番ですが資料33をご覧ください。こちら香北町清爪が、こちらは山林に転用する予定の農地でございます。周辺所有者の同意は得られております。

13番ですが、こちらは谷相の農地になりまして転用目的は作業場、展示場。この転用予定者はですね陶芸をされておる方で、こう言った転用目的となっております。周辺隣地の農地の同意は得られております。

続きまして14番ですが、こちらは物部町頓定にある農地で墓地に転用予定でございます。環境上下水道課でも協議済みとなっております。

15番ですが、こちらは物部町根木屋の農地、写真で見たら農地ではないんですが、農地となっております。周辺の隣地の農地の同意は得られております。

この除外なんです、本来ですね①番の左側の畑と言うか、すみません、2番を見ていただいたら基礎がある所があるんですが、ここを本来除外したかったんですが、既に市道になっており、もう一つ倉庫になっておますので全て除外する申請と言う事で現在出ております。

続きまして14ページ軽微な変更でございますが、こちらは土佐山田町の中組にある農地で、■■■■さんと言う牧場をされている方の申請となっております。

こちらに堆肥舎と畜舎、ま、堆肥舎を建設する予定で畜舎が横に見えるんですが、これも併せてすでに建っておりますが、併せて除外をする予定です。

周辺の農地の方の所有者の同意は得られております。この申請は県の畜産課の補助金事業を使って堆肥舎を建てる予定となっております。

以上でございます。

議長

ええ、以上説明が終わりました。

まあ、数々あって今回は太陽光発電が多いわけですが、皆さん方よりご質問があれば受けたいと思いますが、何かございませんかねえ。

委員(5番)

ちょっと説明と質問。

議長

はい、どうぞ。

委員(5番)

11番、これは土地改良事業と書いちゃうけど、本当はこれは外しちょかないかん。ぜんぜん関係の無いのをまとめちゃうきこう言う事になっちゃう。この墓地をすと言った所。ここ換地のとき除けちよくべきじゃった。全然つついてないき。それはもう自分もそう影響も無いし、お墓があるし、これは認めた分けじやが。

12番の山林にするっていうのが、これはどんな、植えるとか何とか植林をすとかじゃおか。周辺は杉でも植えられたら問題になると思うよ。

事務局

クヌギを植える予定で、椎茸の原木にする、10年に一度伐採をすと言う事です。

委員(5番)

航空写真の①の辺でクヌギを植えて最近切ったがねえ、クヌギじゃたらそれほど上へ伸ばんし問題無いと思いますが、杉とか桧を道路の前みたいに植えられたらちょっと困る。はい、理解しました。

議長

他に有りませんかねえ。

なければですねえ、10番の太陽光の問題やけれども、同意が得られて無いと、それから住所が奈良県の人と言うふうな事もあってですね、その人がちょっと離れた所でもう既に太陽光を設置しちゃうがやね。そこに、太陽光しちゃう所の場所で雑草の処理と言うか草刈を綺麗にしてくれてないと言うふうな事もあってですね、周辺の人から苦情が出ちゃうと言うふうな事も有ります。

それから、周辺で同意が得られて無いと言うことについて、太陽光の問題につ

いてはこれから先に出て来た時に、あそこが同意を貰っちゃあせんのに、あしんくはどういて全部貰わないかんぜよ、と言うふうな話が出てくるとですねえ、非常にまあ収集がつかんような形になってきやせんろうかと思しますので、ここはもう慎重にですね皆さん方で検討して頂いてですね、同意が無いものは設置を認めないとか言うふうな一つの区切りを付けて頂きたいと思います。

それからもう一点、最後の端の■■■■君ですが、堆肥舎というか堆肥をビニールハウスを建ててですね、乾燥させてそれを使うと言う事ですが、既にあの人は持ちよらあねえ。そのハウスが木造で建てちゅうがですけど、もうボロボロになっちゅう、屋根がつえてきたりとか、それからビニールの被覆も張っちゅうけれども、それももう全然使えるような状況じゃないがですよ。それから、道から入るところにはかなりこうコンクリーを打ってですね、車が入り易いようにしちゅうがですけど、次々にそう言うふうにして行かれると、あそこをきちっと片付けて農地に復元してから次建てたいとか言う事やたら分かるがですけど、ああゆう状況であそこがいかなったき次、あそこがまた壊れたき次と言うふうになって農地を潰されるということについてはですね、周辺の人からどう言うふうな判断をするかなあと言うふうな思いもします。まあ、たまたまそこを通過ですね私が見たがですよ。昔は木造で建てると言うああ言うハウスで堆肥を乾燥させて利用価値を高めると言う事で何か補助金が出てやっちゅうと思いますけど、今使える状況じゃないがです。まあ今度また新しく建てたいと言う気持ちは分かりますよ。分かるけれども、次またそれがそう言うような状況になった時には次々と農地潰されてですね、元の今使いう所が復元をしないとと言う事になって行くと果たしてどうかなあと言うふうな事を思います。それから、隣地の同意って言うけど、これ農地を分割してするがよねえ。ほんで、隣地は自分所であるので同意はそら勿論必要性が無いと言うか、自分所の農地ですので同意は得られると思うんですけど、そここのところどう言うふうにかえたらええかなあと思います。

皆さん方でご協議して頂いたらありがたいと思います。

事務局

あのう、この軽微な変更の1番の■■■■さんの案件ですが、今の所を立ち退きと言うか、そう言うことになったようで県の畜産課が動いて新たな場所を・・・

議長

立ち退き。あの古い所を退けるというが。

事務局

と言うふうに聞いております。

議長

ああそう、それならかまん。私もそんな所までは気がついてなかった。

事務局

立ち退きと言う事を聞いております。尚、確認致します。

議長

他人の農地であったのを立ち退く。自分の農地じゃったら立ち退きにはならんと思う。

けんどそら、県の補助金を貰ってやるんやったらよねえ、やっぱり今まである所を綺麗にしちよいて新たに建てて貰わんと、次々とああやって建てられると周辺からすると非常に迷惑しやせんかなと思います。ま、それを気がつきましたんで。

それから、太陽光はどうしたらえいぞね。

委員(5番)

はい。

議長

はい、どうぞ。森安さん。

委員(5番)

何年前やった忘れたけんど、香北町のほうで自分ら見ても太陽光のソーラーパ

ネルをやるには最高の所やと思うたけど、隣接地の反対で止まった所よ。

そのソーラーパネル建てる言うか、その土地についてはもうあのその家の人も年が行ってもう管理を、当たってくれる人もおらんと言う事で、ものすごく期待して何とかと言う事じゃったけど、隣接地の反対で止まって今何とか草を刈ったりしゆう、そう言う事もある。

もう5、6年前か。

議長

そうですね、現地も行きました。

反対と言うか、隣地の人がほら反対のしかたと言ったらおかしいけど、絶対いかん、言うがやけど、それともまあほら、仕方ないわねえと言うふうな反対とですね非常にまあ違う分けやけど、度合いが。まあそれでも、どうしてもいかんと言う事になれば、本人同士がですね反対をするんで、結局、あれは空中線を張らして貰うのに他所の土地を空中線張らないかんき、それを認めてくれざったきどうしても出来んかったのよね。

そう言う事が無かったらですね反対を何時しても、まあやろう思うたら出来る言うふうな事にもなってくる分けですけれども。

委員(5番)

それと一つは、農業委員会で認めたら農業委員会の何とか言う旗をやられても困るわねえ。農業委員会が認めたら。

議長

そう言う事、そう言う事。

次々の事についてほら、ちょっと問題が出てきたらいかんきよねえ、有る程度線を引くと言う形にしちよかないかん。

委員(3番)

はい。

議長

はい、公文さん。

委員(3番)

こう言った件はよねえ、これはあの隣地の承認がどうしても必要と言う事で同意が有るか無しかと言う事を前提としてやっちゅう為によねえ、もう絶対的に言うてその反対がどれ位の反対とか何とか言う事じゃ無しに、それは当事者がその人を説得して同意は有りと言う事でもらわんと、今後ともこれをよねえ、農業委員会が採決して賛成をしたにしても、そう言った事が後々まで影響してくると言う事が考えられるので、それはもう当事者で客観的に見ても、それが賛成しますと、ま、賛成の程度がどの程度かと言う事もさっきも言いよったけど、それは変わってくるかもしりませんが、一応賛成と、同意は有りと言う事にして貰ったのが一番良いと私は思います。

議長

あのう、業者に言わしたらですね、同意が無くても出来ますよと言うふうな業者も有るがですよ。けれども香美市の農業委員会としては、周辺の農地の人には同意を頂いてくださいと言う取り決めをしていたらそう言う事は言えると思うんで、一応香美市の農業委員会としてはですね、同意は必要と言うふうな進み方でいかんとですね、本人がやりたいと言う希望じゃないがですよ、貸してくれる農地へ業者が持ってきてパネルを据えてですね、業者が結局その発電した電気で儲けたいと言う思いが有りますので、農地を持つちゅう人はあんまり、迷惑とか同意とか言う事考えちゃあせんけれども、業者のほうがですね同意がのうても進めたい進めたいと言う気持ちがあつてですね、そう言う事が前へ進んでくると非常に困るかなあと。ただ、香美市の農業委員会としては、誰がやろうがやっぱりその周辺の農地の人には同意を頂くと、言うふうに取り決めをしますと言うふうな事をかちっと決めたらですね、同意必要と言う事になって来ますので。

委員(3番)

あのう、ここでも被害防除の計画書とか言う事でどう言うふうに対応するかと

言う事は確かに書いております。それはまあその通りにするかも知れません。けど、相手方の受け方によってはそれはどうとるか、相手がどう言うふにそれを考えておるかと言う事で、その両者はやはり同じ事で一致せんと、我々が委員会です勝手に決めておいても、委員会の後々も全て例になるし責任にもなると言う事で、ちょっと賛成の手を挙げると言う事はちょっと問題じゃないだろうかと思えますが。ま、皆さんがそれにどうかと言う事です。

推進委員
(3番)
議長

かまいません。

はい、依光さん。

推進委員
(3番)

何年か前にその件で大井平へやりまして反対で止まってますけど、単純に考えても業者がパネルを付けるき周辺の道もちょっと良うなるとか色々なことを考えて、それはもう来てもらうほうがええぞと言う事で自分では思うたがですよ。けど、パネルや言うたら簡単にポコポコ持って来て、ダムから空港を作る分けや無いきよ周辺が綺麗になる分けでもないき、ただ、そこら当りがなんか僕気に入らんのは、自分が地区長しゆうきええですけど、やっぱりちゃんと地区には話し下ろいてきて、周辺はこう言うふうにして、ここもちゃんと綺麗の直いて皆に迷惑かけんとか、それから、責任者が全部県外ですよええ、電話は出来るけんどもし何かの時電話が通じざったら何にもならんし、そしたら、地元で責任者をここへちゃんと置くとか、やっぱりそう問題から解決していかんとなかなか賛成とか言うのも難しゅうなって来やせんろうか、これから益々。そう言うような気持ちで自分はもし何かあったらそう言う対応、ま、けんど先ほど言いよったようにやっぱりちゃんとした賛成と言うか同意無ければもうだめとか言う事やけど、もっともっと突っ込んだ話をやっぱり業者としゆうかどうか、個人的にこう話をしてもやっぱり何か取りまとめて誰かが話していかにとなかなか、もう放棄されたら困る土地へ皆がやってくれるきそらもう万歳やけんぞやええ、そこら辺りがちょっと難しいですねえ。

議長

この会社は、 と言う会社は高知に会社がありまして営業マンが何人かおつてですねえ、それから、別の会社の行政書士がですねを根回ししたりとかと言う事でやっています。ま、こう言う言い方語弊があるかも知れませんが、印をつけて貰えると言うかね、許可を貰える所には順番にそつから先こうもろうて行ってですね、最後のほうになって、もうあんたんくと、あんたんくだけやとか言う話です、おとしまいと言うかそう言うふうなやり方でやってくるがですよ。ま、意外とトラブルが有ったりもしゆうらしいですけど、さっき言うたように耕作放棄地ですねえ、いよいよ何もしない耕作放棄地になるんであれば太陽光のパネルを設置しても問題が発生せんやったら、そう言うやり方も有るんかなあと言うふうな思ひもするがです。

先ほど来出ちゆうように、香美市の農業委員会としては周辺の農地の人には一応同意は全部貰って下さいと、結局被害防除計画、出てきたらですね、それをまあ十分に検討してですね、これで行けるのか、そう言うふうなやり方をやっければ被害も出ませんよと言うふうな事で行けるんであればですけども、計画書いて草は刈りますよと言うふうなことで、年に2、3回程度草は刈ると言うふうな事も謳ってありますけれども、それをしないとと言うふうな事がもう既にこの地域には出てるんでですね、その人の、同じ人がやる言う事についてはですねやっぱり問題がありやせんかなあと判断をしちゆうがです。ほんで、この事については皆さんですええ慎重に検討させて頂いて進めちよかんと、後々ちょっと問題が発生した時に困るかなあと思ひます。

委員(3番)

同意が無いのは、この10番だけですわねえ。

- 事務局 現在はちょっと不備がある所も有りますが、最終的にこの10番以外は同意揃えと言う事で。
- 議長 同意が出てない所もあります、一部。
ただ、同意は頂くと言う事になってますので、そこはですね同意を頂いて許可と言う事になります。10番については周辺が全然貰ってないと言うふうな事ですので、それを同意を貰ったら許可と言う事になればですね、それはそれでもかまいません、同意が全部出て来るまで待たんと許可しませんよと言う方法でもかまいませんけれども、そう言う方法じゃどうも、一部と言うふうになったらまた違いますけど。
はい、どうぞ。
- 委員(14番) 農業委員会としてではねえ、周辺の同意が無いと農振の除外は受け付けませんよと、言う方向で行ったらどうですか。
- 事務局 除外についてではねえ、市の決定でして農業委員会は飽くまで諮問、意見を述べる機関でして受付が出来ないと言うのがちょっと難しく、最終これ同意が無いと言うのを意見、今の感じでは香美市の委員会は反対と言う事の意見書を付けて県に結局はこれを上げることにはなります。それを受けて県が最終判断と言う案件になります。
- 議長 県が最終判断ということなら、なお更、香美市の農業委員会は反対と言う意見を付けて県へ送ってかまなねえ。県が香美市が反対しちよつち県が許可出したら出してみいやと言うて言うたら今度は逆にね、そういう事になると思います
課長、どう。
- 局長 皆さんの意見がそれであれば、委員会の総意と言う事で反対して県に出すつと言う言い方悪いんですけど、それをやってもえろうしと思います。それと、規模がどれ位か分かれませんが、やっぱり太陽光発電のパネルって言うのがやっぱりちょっと音がしますよねえ、若干の。そう言う所もあるんでやっぱり近隣の方の同意は必要じゃないかとは私は思っております。
- 議長 あの、契約電力は50k以下と言う事で、50kを超えるとまたちよつちこう取り扱いがめんどいような、メガソーラーとか言うような。簡単なやつは比較的簡単に行けるかも分かりません。
- 委員(16番) はい。
- 議長 はい、どうぞ。
- 委員(16番) その同意ですわねえ、太陽光の。住宅の場合は3mの道があっても同意を貰うと言う。
- 議長 住宅の場合はですねえ、農業委員会は農業委員会ですので農地のみで判断をさせて貰っています。住宅は住宅で、住宅の人に業者からですね、住宅の人に同意を。要るのか要らないのかは私達は分かりませんが、貰うのか貰わないのかは。ただ、反対がもうすでに出て来ちゃう所も有ります。家が建ちよつて家の人がですね反対をすると言う事があります。ただ、農業委員会として出て来るのは農振除外については、隣の隣地の農地の人への承諾だけです。今しゆう同意の話は。
- 委員(16番) けど、道を隔てたら前は要らないと言う事で行きよつたわねえ、3m、3mを超えてね。

議 長

この問題についてはねえ、高知市、南国市等についても4m離れたらですなえ同意は必要ないと言う判断をしています。ほんで、香美市も昔はそうであったかも分かりませんが、土佐山田町もねえ。ただ、香北町である問題が出て来てから後ですなえ、4m超えちよつても家を建てたり、2階建ての高いものを建てるやったら同意を貰ってほしいと言う事で同意を貰う事に。一応皆さん方で申し合わせと言うか、そう言うふうになさして貰いました。ただ、太陽光の場合は幾ら高くても2m50から1m80位です。パネルの置き方でパネルを1、2、3枚置いて一つの枠ですのか、それともずうっと、こう高うに上げて行くのかによって違うと思いますので、大体県で出て来るやつについてはですなえ、1m50程度コンクリーの柱をやって、コンクリー巻いて柱立てて1m50一番高い所が、それで1、2、3枚位で角度10度と言うのが大体普通です。

委員(16番)

その場合に近隣の承諾を得るのに判断よなえ、今回畦を隔てた近隣なのか、住宅のようにある程度幅が見込める所が有るのか、そう言った判断は一つ周围的に許可取れよと言う形の時に出てきやせんろうかねえ。そこもほんである程度は申し合わせと言うか、太陽光の場合も近隣は、これ周囲はここの辺までは許可を貰うたほうが良いぞと言う話の申し合わせをしちよいたらどうでしょうね。

議 長

まあ、4m以上の道を離れちよつたら許可は必要ありませんよと、言うふうな事を取り決めちよけて言う事よなえ。

委員(16番)

そうそうそう。太陽光の場合はねえ。

事務局

太陽光につきましては法的な規制が今無いんですが、高知県はですなえ28年3月に運営に関するガイドラインと言うのを出して、50kW以上についてはですなえ住民の合意の下やってくれ、住民説明会をしてくれと言うような、まあ努力義務って言う事でガイドラインを作成はしております。でも実際は努力義務と言う事になっております。

議 長

まあ、あのこれから先の事もありますので、委員会としては農地の場合、離隔の道路幅なんかも考えないけませんけれども、一応同意は必要と言う事で進むと言う事で、向こうがですね、相手方が設置をしたい側がここは4mの道があつてですなえ、隣とは離れてますよと言う場合についてはその時に判断をします。ただ、農地と農地が畦で隔たっちゅう所についてはですなえ、隣地の許可はどうしても要りますよと、言うふうな判断をさせてもらってですなえ、業者側と言うか設置側からこればあ離れちゅうとか、こればあ隣の土地は背が高いき影の影響は出てこんとか言うふうな事を言われたら、その時にその場所場所によって判断をして行くと言うふうなやり方をして行かんと言はんじゃないろうかと言うふうには思います。ただ、一律にいながらいかんと言うふうな事にはなかなか、さっきの農地の問題についても西側の土地がですね、けっこう2m以上高いとか言うふうな事になればですなえ、そこは必要ないだろうし、それから太陽光については設置の方法について高さがどれ位たこうになりますかとか言う事もですね、向こうが許可が必要ないと言う判断をするのであれば、どれ位の高さでどればあの影が延びて行くって言うふうな事は、向こうから説明を受けて許可をすとかしないとかという事になる。一応隣地の許可は全て必要やけれども、設置者側がですなえそまで、どう言うか道が離れちゅうとか、それから農地からですなえパネルを建てる所から隣の農地にどれ位の離隔距離を、どれ位持つかと言うこの説明を求めると言うふうな事で良いんじゃないろうかと言うふうな事は思います。

向こうからですなえ貰えん場合については、こればあ離して設置をしますのてと言うふうな事の説明を求めて許可をすると言う事で、ここで皆さん方に説明出来る材料を頂くとすると言うふうな事にしたらどうかとは思いますが。

今回の場合についてもパネルをその境界からどれ位離すとか、高さをどれ位の

高さにするとか言う説明を求めてですねえ、せにやいかんと思いますけど、農振除外ですので年に2回ですので、これを逃しますと次また半年位先にならんと除外の案件が出せれんと言う事になります。

そう言うふうな方向ですねえ、今回については10番は否決と言うふうな事で行きたいとまあ私の判断ではそう思いますが、その他については了解すると言うふうな事で、皆さん方からですねえ色々ご意見を頂いてやっておいたら非常に有り難いと思います。が、何かございませぬかね、ご意見。

——意見なし——

議長

ええ、それでは10番を除いてですねえ他の案件について賛成の方の挙手をお願いします

——全員挙手——

議長

はい、全員賛成です。

それでは10番についてはですねえ、今回は否決と言う事で賛成頂いてますし、また、業者のほうからですねえ色々説明を受けた場合について、そろそろ許可をしておかんと半年先になると困るねえと言う事であって、了解を得られるような判断があればですねえ、次の会でですねえ説明を求めた結果了解をさして頂いたと言う事のしますので、そこの所はちょっと猶予を持たすと言うか、業者からのちょっと説明をできれば受けたいと思いますのでそう言うふう判断させて頂きます。

議長

ええ、その他の件に入りたいと思いますが、今回については売りたい、貸したい、買いたいと言う事が出てきておりますので、この点について説明をお願いします。

事務局

売りたい、買いたい、貸したい、借りたいと言う案件で、まず1番ですがこの方ですね、以前お父さんのほうが出してました、この同じ案件を。その時は10a当り200万と言う事を出しておったんですけど、資料は38になります。今回ですね、その方が亡くなってこの娘さんですその方の、とにかく売りたいと言う事ですので、相談に応じたいと言っておりましたので困っておると言う事ですので、また買いたい方がおたら紹介してあげて下さい。

次ぎ貸したいと言う方ですが、資料39で香北町谷相の■■■■さんで農地は香北町谷相に有ります。金額もここは相場と言う事になっておりますので、またいい方がいたら紹介してあげて下さい。

珍しく買いたいと言う方の申請も出てまして、新改の■■■■さんです。

この方は新改地区、須江北部、圃場整備地と言うことで3,000㎡から5,000と言う事で相場であれば買いたいと言う事です。

須江のですね圃場整備一個あっせんが資料にありますけど、紹介しましたけれどもちょっと離れてると言う事で、あと川の縁と言う事で今回見送られております。金額もちょっと合わなかったのかも知れませんが、またいい土地が、なかなかこう言いたい条件は無いかも知れませんが、いい土地があつたら教えてあげて下さい。以上です。

議長

ええと、地元の人それぞれおいでますので目を付けて頂いておってですねえ、まあ、一箇所にごうまとまっちゃたら良いですけどねえ、3箇所が点在しておると言うふうな事もあって、本人作ってませんので、貸しちゅうがですよ。

ほんで、借りてくれちゅう人に一番最初にまあお話を頂いて、こうこうで売りたいと言ってるけれどもどうですかと言うふうな話をさして頂くのが本当だと思ひます。ただ、そう言う事でお話をさせて頂いてますけども、借りてくれ

ゆう人が高齢ですわねえ、もうあのおう、買う意欲が無いとか言うふうな事も聞いておりますんで、なかなか売るのが難しいかなあとも思いますんで。

すみません、新改の人は買いたいと、なかなか貴重な人が出てきておりますので三木君頼むで。

ええとすみません、私のほうからですわねえ昨年の28年の4月から29年の3月まで今日までの間にですわねえ、農地の転用と言いますか面積をちょっと把握してますので、農地がこれ位減りましたよと言う事で報告をしておきます。

農地の転用、市街化区域外ですが市街化区域は含んでませんが、件数で30件そして筆数で44筆、面積ですわねえ11,011.26㎡となっています。それ位農地が減りました。それから非農地証明願いで、もう既に農地から外されてますけれども、それがですわねえ台帳にはまあ農地として残っちゃうがですわねえ、それが件数が43件、筆数が107筆、47,720.52㎡の面積が縮小されてますので、その件で1年間のこれ位の移動があったよと言う事でご報告をしておきます。以上です。

事務局

続きまして、平成28年度の活動記録帳と言うのを先日依頼させて頂きました。

今回、初年度と言う事もあってなかなか記録できて無い方もおられるかと思えます。今回は初年度なんで分かる範囲でかまいませんので出して頂ければと思います。特に期限も無いですが、目安として今月末位、委員さんについては次回の農業委員会でもかまいませんので。農業委員会の出席とかパトロールについてはですわね、事務局が把握してますので、それ以外であれば書いて頂ければ。ま、記載例には委員会の出席と言うのも有りますけど、既に提出して頂いている方もおりますが、また、お願いいたします。

それと関連しまして、29年度につきましてはこのオレンジのですね簿冊を、新制度が始まって農業会議のほうも充実して来て、そういった資料も出来て来ておりますので、今年度につきましてはもう購入しましたので、またそれを使ってですわね記載して下さい。提出についてはその冊子を借りてコピーするかまた検討しますが、それに記載して行って下さい。

今年度のですねえ、今日研修でも有りましたが遊休農地のパトロールにつきまして、研修では8月、8月と言う様な言葉が出てましたけど、香美市については去年度から随時年2回やっておりますので、今年度についても引き続き年2回して年2回で見えない所も有りますから、年2回にて完成させると言う意味で年2回です。

年2回を全部見えたなら良いんですけども、年2回にて何とか確認をして頂ければ良いと思います。

計画につきましては、西岡のほうが4月になって作成しましたので配布させて頂いております。また、何かありましたら西岡のほうまで連絡して頂ければと思います。

あとファイルですわね、フラットファイルのピンクにあっせんの資料というのが有ります。これは平成20年からのあっせんの資料で、過去の分がちょっと農業委員会のほうでも簿冊は有りますが、そのままになっている様な所がありまして、このあっせん事業につきましては平成28年度から農業委員会の必須の仕事となっておりますので、また再度確認して頂いて借り手と貸し手の、言うたら売買ですね、結び付けて頂ければと思います。以上です。

議長

それでは本日の会を終わりたいと思います。

次回の会につきましては5月8日第2週目の月曜日に山田で行います。

今日はどうもお疲れでした、有難うございました。

閉会 (16時23分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心 

署名人 岡田 修 

署名人 上島 陽子 